

子どもが障害者の場合、親の多くが、自分が亡くなった後の子の生活に不安を感じている。医療費や施設入居費などで出費がかさむ心配のほか、金銭管理の懸念もある。「親亡き後」にも安定した生活を確保するため、「信託」の仕組みの活用が目ざれている。

(滝沢康弘)

読み得

医療&介護

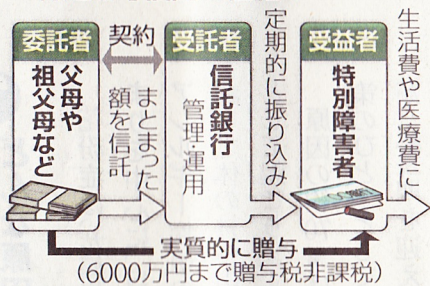
関西に住むAさん(61)は「特定贈与信託」のパンプレットを取り寄せ、利用を検討している。重度のダウン症で、施設で暮らす長男(38)の将来のため、「小さな頃から共働きでせいかくをせずに蓄えてきたお金を、息子が安心して暮らせるように確実に残したい」という思いからだ。

親などがまとまった額の金銭を信託銀行に預け、定期的に障害者本人の預貯金口座に一定額を入金するように設定するのが信託の基本的な仕組みだ。障害年金の給付とは別に、親の死後も長い間、金銭を分割して渡し続けることができる。全額が一度に子の口座に入らないため、犯罪被害や詐欺的な商法で多額の金銭を失う危険を避けられる。

信託協会が昨年5月、障害者を持つ子の親を対象に行った調査では、公的給付などを除いた障害者の生活費

障害ある子を支える「信託」

◆特定贈与信託の仕組み



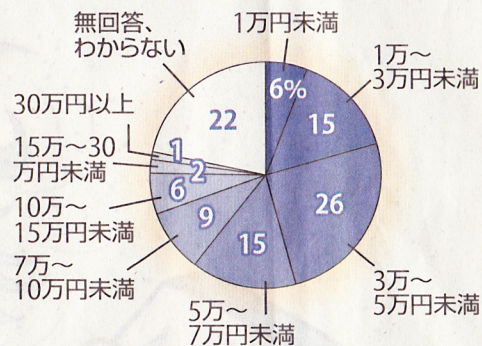
◆特定贈与信託、後見制度支援信託の情報＝信託協会(☎03・3241・7130、ホームページhttp://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/data04panfu.html)

◆取扱金融機関＝三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行など信託業務を行う金融機関で。手数料や最低入金額は金融機関ごとに異なる。

は平均で月5万7000円、ほぼ親が負担している実態が分かった。子の将来の不安要因は、「生活費などに要する金銭が不足する」という回答が7割超最多だった。Aさんは「年をとれば医療費も増えるし、映画や買い物などいろいろな経験もしてほしい」と1000万円の信託を目指す。

だ。通常の贈与は年100万円までは非課税だが、10万円を超えた場合の税率は10～50%。年間贈与額が400万円だと33万5000円の納税が必要だ。親の死後の相続なら相続税がかからない場合が多いが、ほかに親族がいる場合などもあり、相続額は生前に確定しにくい。「親の側には、元気なうちに不安を解消したいという思いが強く、生前贈与のニーズが大きい」と三井住友信託銀行の調査役は話す。

◆障害を持つ子の毎月の生活費



※信託協会が2012年5月に実施した障害者を持つ子の親を対象とした全国調査より。公的給付などを除いた実費相当額

「特定贈与」親の死後 定期的入金



「親亡き後」の不安解消のため、「民事信託も選択肢の一つ」と話す司法書士の宮田浩志さん

◆税法上の障害者区分

| | 特別障害者 | 一般障害者 |
|--------------------------|-------------|-------------|
| 知的障害者 | 重度 | 重度以外 |
| 身体障害者 手帳の 障害等級 | 1級または 2級 | 3級から 6級 |
| 精神障害者保 健福祉手帳の 障害等級 | 1級 | 2級または 3級 |

特定贈与信託の対象は、税制上定められた「特別障害者」(約200万人、表参照)のみで、利用は1000件程度にとどまっているが、4月から一般障害者(約240万人)の一部にも拡大される見通しだ。2013年度の税制改正で、障害者の親りで作る「全日本手をつなぐ育成会」や信託協会が、一般障害者にも対象を拡大するよう要望。24日に決まった与党の税制改正大綱で、知的障害と精神障害に限り、一般障

害者も3000万円まで贈与税を非課税とする制度改正が盛り込まれた。育成会の常務理事は「対象が広がるのは大変ありがたい。高齢の親が増えていく現状もあり、今後、活用は広がるだろう」と話す。

を信託財産に含める例はあまりない。司法書士の宮田浩志さんは「民事信託なら、現金化しなくても自宅をそのまま信託できるため、売り急がずに済む。個別の事情に合わせ親亡き後に備えられる」と指摘する。

後見制度支援信託

知的障害などで判断力が不十分な人を守る成年後見制度を利用し、「後見制度支援信託」を使う方法もある。財産を信託銀行に預けた上で、本人の口座に定期的に一定額を入金する基本的な仕組みは同じ。まとまった額の引き出しは、財産を管理する後見人が申請し、家庭裁判所が審査して決める。親族後見人による不正な資金流用が問題となり、12年2月に導入された。税制優遇はないが、少額ずつの贈与などで既に本人名義の預貯金が十分ある場合などに活用できそうだ。

不動産は民事信託

自宅などの不動産を活用する方法としては「民事信託（福祉型信託）」がある。信頼できる親族などを「受託者」として信託契約を結び、財産管理や処分を任せると、不正をチェックする「信託監督人」を司法書士などに依頼して安全性を高めるのが、その一例だ。

後見制度支援信託は金銭のみが対象で、特定贈与信託も、管理が難しい不動産